

○東京芸術大学名誉客員教授称号授与規則

〔昭和28年5月15日〕
制 定

改正 昭和38年3月28日 昭和59年7月19日
平成15年3月27日 平成16年4月1日
平成18年3月23日

(趣旨)

第1条 この規則は、東京芸術大学名誉客員教授（以下「名誉客員教授」という。）の称号授与の要件その他必要な事項について定めるものとする。

(称号授与の要件)

第2条 名誉客員教授の称号は、我が国の芸術並びに本学の教育に貢献した者に授与する。

(称号の授与)

第3条 名誉客員教授の称号の授与は、当該学部又は研究科の教授会の推薦に基づき、教育研究評議会の議を経て学長が授与する。

(名誉客員教授記の様式)

第4条 名誉客員教授の称号の辞令様式は、別紙様式1又は別紙様式2のとおりとする。

附 則

この要項は、昭和28年5月15日から施行し、昭和28年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、昭和38年3月28日から施行し、昭和38年1月18日から適用する。

附 則

1 この要項は、昭和59年7月19日から施行する。

2 東京芸術大学外国人名誉客員教授称号授与に関する申合せ事項（昭和42年7月13日評議会申合せ）は、廃止する。

附 則

この要項は、平成15年3月27日から施行する。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成18年3月23日から施行する。